

第 1 節 公共施設等の災害復旧

(各部)

方針

市は、災害の再発防止及び速やかな復旧事業が図れるよう復旧事業を推進するものとする。また、復旧計画の作成にあたっては、公共施設の被害状況、発生原因を考慮して作成し、復旧完了予定時期の明示に努めるものとする。

計画

公共施設等の災害復旧	1 公共土木施設災害復旧事業計画
	2 農林水産業施設復旧事業計画
	3 都市災害復旧事業計画
	4 上・下水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業計画
	5 住宅災害復旧事業計画
	6 社会福祉施設災害復旧事業計画
	7 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
	8 学校教育施設災害復旧事業計画
	9 社会教育施設災害復旧事業計画
	10 中小企業の振興に関する事業計画
	11 その他の災害復旧事業計画

第2節 災害復旧事業に係る財政援助

(各部)

方針

災害復旧事業は、知事・市長の報告、資料及び実施調査の結果に基づいて決定されるものであるが、関係法規及び予算の範囲内等において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

内容

災害復旧事業に係る財政援助	1 関係法規等に基づく一部負担又は補助 2 激甚災害に係わる財政援助措置
---------------	---

1 関係法規等に基づく一部負担又は補助

一部負担は又は補助に関わる関係法令等は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 海岸法
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (8) 予防接種法
- (9) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- (10) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

2 激甚災害に係わる財政援助措置

激甚災害に対処するため特別の財政援助に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
 - ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業

- サ 感染症予防施設災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内及び公共的施設区域外）
- セ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別助成

- ア 農地等の災害復旧事業に係わる補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

(4) その他の特別の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
- オ 水防資器材費の補助の特例
- カ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ク 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 被災者の生活支援

(災害援護部、調査部、市民部、給水部、工作部)

方針

被害を受けた市民又は遺族に対し、災害見舞金、災害弔慰金などを支給するとともに、資金の貸付により市民の福祉及び生活の安定に資する。

内容

被災者の生活支援	1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給
	2 災害見舞金及び災害弔慰金の支給
	3 被災者生活再建支援金
	4 災害援護資金及び生活資金等の貸付
	5 市税等の減免

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

暴風、豪雨等の自然災害により被害を受けた市民に対し「豊中市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき次のとおり支給する。

(1) 支給対象者

暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族及び精神又は身体に著しい障害を受けた市民(市民とは、災害を受けた当時、市内に住所を有した者をいう。)に支給する。

(2) 災害弔慰金

市民が災害により死亡した場合、その遺族に支給する。

ア 生計を主として維持していた場合 500万円

イ その他の場合 250万円

ただし、既に、災害障害見舞金の支給を受けている場合は、その額を差し引いた額を支給する。

(3) 災害障害見舞金

市民が災害により負傷し、又は疾病が原因で障害が残った場合に支給する。

ア 生計を主として維持していた場合 250万円

イ その他の場合 125万円

2 災害見舞金及び災害弔慰金の支給

災害により自ら居住する家屋が被害等を受けた場合に支給する。

(1) 災害見舞金

市内に住所を有する者が、災害により自ら居住する家屋が被害を受けた場合支給する。

ア 全焼、全壊、流失	複数世帯 60,000 円	単身世帯 45,000 円
イ 半焼、半壊、床上浸水	複数世帯 30,000 円	単身世帯 22,500 円

(2) 災害弔慰金

市内に住所を有する者が、災害により死亡した場合、その遺族に 1 人当たり 10 万円を支給する。

3 被災者生活再建支援金

(1) 被災者生活再建支援金の支給

市は被害状況を取りまとめ、大阪府への報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」に基づく適切な措置を行い、被災者に対して支援金を支給する。

(2) 被災者生活再建支援制度の概要

ア 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

イ 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

(ア) 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する被害が発生した市町村における自然災害。

(イ) 10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害。

(ウ) 100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害。

(エ) 5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記(ア)～(ウ)に隣接する市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害。

(3) 支給対象世帯

自然災害により、

- ・住宅が全壊した世帯
- ・住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ・災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- ・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)で、世帯全員の収入合計額と世帯主の年齢等が下表の区分に該当する世帯が対象になる。

	収入合計額	世帯主の年齢等	支給限度額	
			複数世帯	単数世帯
	500万円以下の世帯	世帯主の年齢は問わない	300万円	225万円
	500万円超700万円以下の世帯	被災日において世帯主が45歳以上の世帯主又は要援護世帯	150万円	112.5万円
	700万円超800万円以下の世帯	被災日において世帯主が60歳以上の世帯主又は要援護世帯	150万円	112.5万円

(4) 支給金額

下表に示す限度額の範囲内で、～の経費に対して支給される。

	合計		
		～	～
複数(2人以上)世帯	300万円	100万円	200万円
単数(1人)世帯	225万円	75万円	150万円

通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費
 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費
 住居の移転費又は移転のための交通費
 住宅を貸借する場合の礼金
 民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費(50万円が限度)
 住宅の解体(除却)・撤去・整地費
 住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息
 ローン保証料、その他住宅の建替等にかかる諸経費

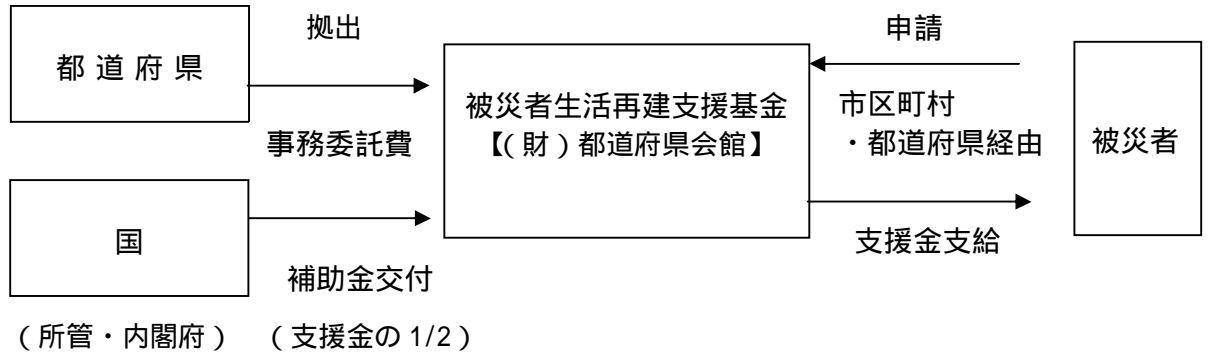
(注1) 大規模半壊世帯は～のみ対象(100万円が限度)

(注2) 長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、更に、～の経費について合計金額の範囲内で70万円を限度に支給

(注3) 他の都道府県に移転する場合は、～それぞれの限度額の1/2

(5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおり。



4 災害援護資金・生活資金等の貸付

(1) 災害援護資金貸付

自然災害により災害救助法が適用された場合、「豊中市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、被災世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため貸し付ける。

ア 償還期間 10年（据置期間：原則3年、特別5年）

イ 貸付利率 3.0%（据置期間は、無利子）

ウ 貸付限度額 1世帯あたり150万円～350万円以内

（世帯主の負傷の有無や家財、住居等の被害の程度により貸付額が異なる。）

(2) 生活援護資金の貸付

低所得者又は不慮の災害による生活困窮者（生活保護基準の2倍以下の収入）に貸し付ける。

ア 貸付利率 無利子

イ 貸付限度額 30万円以内

(3) 大阪府生活福祉資金「災害援護資金」（豊中市社会福祉協議会）

府内に居住し、他から融資を受けることが困難な低所得世帯又は生活保護需給世帯の自立更生を促進するため必要があると認められるときは貸し付ける。

ア 償還期間 7年以内（据置期間6ヶ月以内）

イ 貸付利率 3.0%

ウ 貸付限度額 150万円以内（住宅資金との重複貸付可）

5 市税等の減免

(1) 市税

災害により、家屋が全壊（焼）、半壊（焼）、流失したとき、納税義務者に対し、市民税、固定資産税等の緩和措置として、事態に応じて納税期限の延長及び減免の措置を取ることができる。

なお、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災では、府税及び国税についても納税の緩和措置がとられた。

(2) 国民健康保険料・介護保険料

災害により、居住家屋が全壊（焼）、半壊（焼）、流失したとき、被保険者に対し、保険料納付の緩和措置として、事態に応じて納付期限の延期、徴収猶予及び減免の措置をとることができる。

(3) 国民年金保険料

災害により、居住家屋が全壊（焼）、半壊（焼）、流失し、保険料の支払いが困難な被保険者に対し、保険料支払いの緩和措置として、事態に応じて免除の措置をとることができる。

(4) 上水道・下水道料金

災害により、居住家屋が全壊（焼）、半壊（焼）、流失した納付義務者に対し、料金納付の緩和措置として、事態に応じて納付期限の延期、徴収猶予及び減免の措置をとることができる。

第4節 中小企業の復興支援

(市民部)

方針

既存の大阪府・豊中市のあっせん融資を活用し、事業者の復興などを支援する。なお、災害救助法が適用された場合は、災害に係る特別融資制度の適用などを府等の関係機関に要請する。

内容

中小企業の復興支援	1 大阪府中小企業関係の制度融資のあっせん 2 豊中市中小企業関係の制度融資のあっせん
-----------	--

1 大阪府中小企業関係の制度融資のあっせん

府内の同一場所で同一事業を6カ月以上引き続き事業を営んでいる中小企業者に事業資金をあっせんする。

- < 主な制度融資 >
- ・大阪府小規模事業資金融資
 - ・大阪府一般事業資金融資

2 豊中市中小企業関係の制度融資のあっせん

市内で1年以上引き続き事業を営んでいる中小企業者に事業資金をあっせんする。

- < 主な制度融資 >
- ・豊中市中小企業(小口)事業資金融資
 - ・豊中市中小企業事業資金融資

第5節 住宅の確保

(住宅対策部、総括部)

方針

災害により住宅を失った市民の生活再建などのため、関係機関と連携し、住宅の供給促進を図る。

内容

住宅の確保	1 住宅復興計画の策定
	2 公共住宅等の供給促進
	3 罹災都市特別借地借家臨時処理法の適用申請

1 住宅復興計画の策定

応急住宅対策に引き続いて、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、住宅復興計画を策定する。

2 公共住宅等の供給促進

府、府内各市町村、住宅供給公社、都市基盤整備公団等の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

(1) 公共住宅等の空き家活用

既存の空き家もしくは建設中の住宅について、可能な限り被災者の住宅として活用できるよう配慮する。

(2) 災害公営住宅等の供給

災害により住宅が滅失し、自力で住宅確保が困難な低所得世帯等を対象に公営住宅を供給する。

(3) 特定優良賃貸住宅の供給

良質な民間住宅の借り上げ等を行い、自力で住宅確保が困難な中堅所得層等に対して住宅を供給する

3 罹災都市特別借地借家臨時処理法の適用申請

市は、建物の復興に伴い借地・借家関係を巡る混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害される恐れがある場合は、府を通じて国に法の適用申請を行う。